

一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム

日本民族分断阻止! 歴史戦セミナー

日本民族の統一史としての沖縄史

緊急

台風19号の影響により、12日(土)の14時開催予定のセミナーは、
27日(日)の夜開催に変更になりました。

第4回：縄文文明編

「古代日本語を残す沖縄方言」

【週末の部】

令和元年

10月 27 日(日) 18:30～
第3会議室

【平日の部】

令和元年

10月 21 日(月) 14:00～
研修室1

◎場所：

IKE-eBiz としま産業振興プラザ
3F 男女平等推進センター (旧勤労福祉会館)

◎会場分担金+資料代=1,500円

一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム
理事長 仲村覚



一般社団法人
日本沖縄政策研究フォーラム
Okinawa Policy Research Forum of Japan

仲村覚

2019/10/19

国連勧告撤回陳情活動実績一覧

国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書

国連の「自由権規約委員会」や「人種差別撤廃委員会」では、2008年以降、日本政府に対し、「琉球・沖縄の人々を先住民族と認め、その権利を保護すべき」という勧告が計5回出されている。

しかし、沖縄県民は、米軍統治下の時代でも日本人としての自覚を維持しており、祖国復帰を強く願い続け、1972年にそれを果たした。

よって、立川市議会は、政府に対し、国連の各委員会の勧告を撤回するよう働きかけることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年10月18日

立川市議会
議長 佐藤寿宏

国連各委員会の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書

国連の自由権規約委員会等が日本政府に対し「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべき」との趣旨で2008年より5回にわたり勧告が行われている。このことに対し日本政府は「日本には先住民族はアイヌ以外存在しない」と否定し続けているものの未だ国連に理解されていない状況である。

沖縄に生まれた沖縄県人は、日本人として生まれ、日本語で会話をし、日本語で勉強し、日本語で仕事をしており、自ら先住民族だと認識している人はほぼ皆無である。

沖縄は言葉では言い表せないほどつらい思いを余儀なくされてきた経緯があることから、いま誰よりも幸福になるよう願う所である。これ以上沖縄が政治利用されるべきではない。

よって下記の事を強く要請する。

記

1 日本政府及び関係省庁に早急に「沖縄の人々は先住民族」との国連各委員会の誤った認識を正し、勧告を撤回させるよう強く求める。

2 国連が発信した沖縄の人々が先住民族との誤った認識が、これ以上国際社会に広まらないように、速やかに正しい沖縄の情報を多言語で発信することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年（令和元年）6月24日

高砂市議会



No.	日付	採択区分	採択した市区町村議会	人口	小計	合計
1	R1.10.18	採択	東京都立川市議会	182,843		
2	R1.10.7	趣旨採択	神奈川県大磯町議会	31,343		
3	R1.9.27	採択	群馬県草津町	6,372		
4	R1.9.30	採択	神奈川県座間市議会	131,650		
5	R1.9.30	採択	鳥取県岩美町議会	11,496		
6	R1.9.26	趣旨採択	鳥取県三朝町議会	6,490		
7	R1.9.24	趣旨採択	長野県山ノ内町議会	12,403		
8	R1.9.20	採択	秋田県大潟村議会	3,171		
9	R1.9.20	採択	鳥取県江府町議会	2,903		
10	R1.9.17	採択	秋田県八郎潟町議会	5,805		
11	R1.9.13	採択	熊本県南阿蘇村	10,482		
12	R1.9.13	採択	秋田県美郷町議会	19,607		
13	R1.9.11	採択	青森県五戸町議会	21,139		
14	R1.7.8	趣旨採択	長崎県五島市議会	36,814	981,838	
15	R1.7.4	採択	鳥取県倉吉市議会	46,918		
16	R1.7.4	採択	高知県幡多郡黒潮町議会	11,134	1,109,252	
17	R1.7.3	採択	北海道小樽市議会	115,333		
18	R1.6.28	採択	東京都清瀬市議会	74,721		
19	R1.6.26	採択	滋賀県東近江市議会	114,227		
20	R1.6.24	採択	兵庫県高砂市議会	90,734		
21	R1.6.21	採択	福岡県田川郡糸田町議会	9,194		
22	R1.6.21	趣旨採択	長野県木曾郡木曾村議会	11,415		
23	R1.6.21	採択	福島県岩瀬郡鏡石町議会	12,312		
24	R1.6.19	採択	秋田県藤里町議会	3,214		
25	R1.6.14	採択	青森県下北郡大間町議会	5,266		
26	R1.6.13	趣旨採択	福島県耶麻郡北塙原村議会	2,729		
27	R1.6.13	採択	秋田県北秋田郡上小阿仁村議会	2,123		
28	H31.3.14	採択	沖縄県本部町	13,200	127,414	
29	H28.6.20	採択	沖縄県石垣市	49,686		
30	H27.12.22	採択	沖縄県豊見城市	64,528		

国連勧告撤回を求める全国自治体議会への陳情書に関する決議（案）

—琉球・沖縄人のアイデンティティーは琉球・沖縄人が決める問題

いま、全国1700余の自治体議会に対して、日本沖縄政策研究フォーラムなる団体から「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との国連勧告の撤回を求める陳情書が提出され、一部の議会では採択されている。しかも、陳情者は、国連の保護すべき対象が一般沖縄県民ではなく、明確に琉球にルーツを持つ琉球・沖縄人と規定しているにもかかわらず、意図的に「県民」と詐称している。私たちはこの策動に深い憂慮の念を禁じ得ない。以下、陳情書の問題点について明らかにしたい。

第一に、果たして、日本本土の各自治体議会がこの陳情書を審議する過程で、どの程度の琉球・沖縄の歴史と琉球・沖縄人のアイデンティティーへの認識を持って議論できるだろうか。琉球は、140年前に日本国家によって武力併合されるまで、まぎれもなく日本という国家の枠外にあって独自の文化を持つ独立国であった琉球の歴史的事実が、日本国民によって共有されていない現実がある。

第二に、琉球・沖縄と日本の関係は、圧倒的な多数派が日本人であり、そもそもその多数派の自治体議会が琉球・沖縄人のアイデンティティーを議論し、決定すること自体が公平性を欠き、不当と言わざるを得ない。自らのアイデンティティーは自らが決める、これが、国際的に認められている普遍的な真理である。

第三に、国連や国際人権法で使用される「先住民族」とはある物差しで規定されるものではなく、自らの「自己認識」がその基準とされる（国際労働機関（ILO）169号条約）。言うなれば、①琉球・沖縄のようにかつて独立国であり、武力で強制的に併合・征服された人民であり、②琉球・沖縄人という自己認識・帰属意識が基本的な基準となる。つまり、「先住民族」とは私たちが当たり前に「ヤマトンチュ」（日本人）に対して自らを「ウチナーンチュ」（琉球・沖縄人）と自他を区別する概念であって、「未開」の民を意味するものではない。

第四に、したがって国連の各機関が、琉球・沖縄人（ウチナーンチュ）を先住民族と認定することは、その歴史と独特の文化、言語等の観点から何ら問題となるものではない。むしろ、戦後の琉球・沖縄と日本の歴史過程にみられるごとく、1951年の対日講和条約で日本の独立と引き換えに沖縄をアメリカに引き渡し、1972年の日本「復帰」後の今日においても国土面積の0.6%の沖縄に在日米軍基地の約70%を押し付け、辺野古新基地建設などさらなる基地負担に対する沖縄の現状に憂慮した過去5回の国連の勧告は、公平で至極妥当なものである。その国連の勧告を無視し続ける日本政府こそが問題であり、批判されるべきである。

よって、全国自治体各議会におかれましては、琉球・沖縄と日本本土との歴史的経緯を踏まえ、特に日本の安全保障のためと称し沖縄への過度の軍事基地の集中・構造的な差別を直視し、かつ戦後日本の繁栄が今なお琉球・沖縄の犠牲の上に成り立っている現実に目をそらすことなく、そして、今回の陳情書の真意がどこにあるのかをしっかりと見抜いていただきたい。

以上決議する。

2019年10月12日

（宛先） 全国の自治体議会

「命どう宝！ 琉球の自己決定権の会」

国連の先住民族勧告否定する意見書、 ヤマト（他都道県）の 14自治体議会が採択

前号でも報告しましたが、今年に入って、「日本沖縄政策研究フォーラム」なる団体が全国の1700余の自治体議会に、「日本政府に対して、国連の『沖縄県民は先住民族』勧告の撤回を求める」陳情書を提出しました。

他都道府県の自治体への陳情書は、前号で紹介した西原町議会宛のものとは内容が異なっており、同「陳情請願運動」の意図がより明らかです（7頁の「意見書（案）」を参照ください）。

その「意見書（案）」によると、国連によって「琉球・沖縄の人々を先住民族と認めて、その権利を保護すべき」との勧告がおそれられるのを放置しておくと、「国連が認めている先住民族の土地の権利を根拠に自衛隊や米軍基地の撤去を求める声が上がった」とあります。陳情者は、そのことを危惧しているわけですが、しかし、国連勧告の背景には、1995年の米兵による少女レイプ事件や、それに連なる米軍用地強制使用をめぐる代理署名訴訟での最高裁の沖縄県知事の上告棄却判決を目的の当たりにし、日本の政治や法律では沖縄の人びとの人権は守られない、沖縄人自身が草の根で国連に働きかけていた歴史があります。過重な軍事基地の負担は人権侵害などの訴えに対して、国連や国際社会がその実情をふまえて日本政府に是正を勧告しているのです。

また、意見書（案）には、いみじくも、「沖縄で報道されている全ての米軍基地問題は、国連にとっては、単なる基地問題ではなく、『国際的少数民族の人種差別問題』だと認識されているのだ」とあります。まさしく、琉球・沖縄の私たちは、基地問題は単なる基地問題ではなく、人種差別問題だと認識し始めています。単なる日本の国内問題と捉えていては状況は改善されないと行動し始めています。このような琉球・沖縄の人々の意識の変化や、自己決定権を求める動きへの強い懸念が、この陳情請願運動のもとになっているのでしょうか。

沖縄ではこの動きに呼応して、本部町議会が3月

シンポジウム 先住民族論と私たちの自己決定権 「国連勧告撤回を求める 全国議会陳情書」の問題点

◆基調講演 松島泰勝（龍谷大学教授）
◆議会等現場からの報告
与那嶼義雄（西原町議）
仲宗根須磨子（本部町議）
米須清真（沖縄の基地問題を考える小金井の会）

とき：10月12日（土）午後2時開始
ところ：沖縄大学1号館6階（大会議室）
主催：本会（080-9850-5294）

* 同封チラシを参照ください

14日に「国連各委員会の『沖縄県民は日本の先住民族』という認識を改めて、勧告の撤回を求める意見書」を採択しました。一般質問終了後、議長が議題として取り上げたのです。議会運営委員会で正式に話し合われていない議案であるとの異議を退け、議長権限で取り上げられ、賛成10、反対2、棄権1で採択されたそうです。

同様な趣旨の意見書が、2015年12月に豊見城市議会、翌16年6月に石垣市議会で共に議員発議で決議されており、沖縄では本部町議会が3議会目となりました。宜野湾市議会でも、豊見城市議会議員・新垣亜矢子氏らによって陳情が提出され審査となっています。

また、他県でもすでに14の自治体が同陳情を受け意見書を採択しています（8頁をご参照ください）。「沖縄の基地問題を考える小金井の会」の米須清真さんによると、同じ政党や会派内でも同陳情への賛否はバラバラだそうですが、秋の議会でも審議が行われる見通しだったこと（東京では、江東区議会、台東区議会、立川市議会、福生市議会など）。

私たち沖縄・琉球の人々のアイデンティティーをヤマトンチュが決めるという事態も進んでしまっているのです。大変急なご案内になってしまいますが、10月12日（土）のシンポジウム「先住民族論と私たちの自己決定権」にご参加いただき、議論を深めてまいりましょう。

<http://jikokettei.ryukyu/>

01

仲村覚
2019/10/20

3



一般社団法人
日本沖縄政策研究フォーラム
Okinawa Policy Research Forum of Japan

琉球弧の先住民族会が国連人種差別撤廃委員会に提出した報告書(2018年7月)

■問題のタイトルと関連する前回勧告パラ

琉球人を先住民族と認めること

CERD/C/JPN/C07-9 パラ 21

■政府レポート

CERD/C/JPN/10-11 パラ 34~36

■勧告は実施されたか：されていない

■実施された場合、その効果：

■問題の説明

「2014年所見パラ21」に関して、日本政府は「沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族であり、一般に、他県出身者と同様、社会通念上、生物学的又は文化的諸特徴を共有している人々の集団であると考えられており、したがって、本条約の対象とはならないものと考えている」「沖縄県に居住する人あるいは沖縄県の出身者は日本民族であり、社会通念上、日本民族と異なる生物学的または文化的諸特徴を共有している人々であるとは考えられていない」との見解を示しているが、その根拠を示していない(外務省HPより <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/iken.html>)。

日本政府はアイヌを先住民族として認め、日本民族と異なる独自の民族として認めたが、琉球との違いは何か、先住民族と認定するか否かの基準の説明がない。

1879年に日本が琉球を武力で併合するまで、琉球は独立した王国だった。アメリカ、フランス、オランダ政府とそれぞれ条約を結んでいた。明治政府は琉球王国を併合する際に、琉球人は日本人とは異なる人種との見解を示した。琉球人も日本による併合に抵抗し、中国をはじめとして、西洋諸国に嘆願書を送って助けを求めた。その後、日本は中国と琉球を分割して領有する計画を持ったが中国の反対で頓挫した。日本への併合後、日本政府は琉球の言語、歴史、文化、信仰を消滅させようと同化政策をとり、琉球人のアイデンティティを消滅を図った。日本政府や日本社会は琉球に同化を迫ったが、琉球人を日本人と対等には扱わず、琉球人は日本人より劣る集団であるとして社会的に差別してきた。

太平洋戦争末期には日本は琉球で連合軍と地上戦を行い、琉球住民の4分の1以上が命を落とした。琉球が数百年にわたって築き上げ、継承してきた文化財や歴史的都市や集落、景観、歴史資料も全て消滅させられた。沖縄での戦闘の際、日本軍は琉球人が琉球語を使用することを禁じ、違反者を殺害した。その他にも日本軍は琉球人をスパイとみなしあ殺命令を出して殺害し、また、戦場において老若男女を問わず強制労働させ、食糧を奪い、避難場所から戦場に追い出したため、多くの琉球人が命を落とした。日本軍は琉球人の土地を取り上げて軍事基地を造った。その土地は未だに返還されず、さらに戦後になって米軍基地になったり、自衛隊基地として強制使用されている。戦後、日本は琉球を米軍の統治下に置ことにより自らの独立を達成した。

現在、日本政府が名護市辺野古に新基地を建設しているが、そこは沖縄戦当時、米軍による大浦崎収容所があった場所であり、琉球人が収容されていた。大浦崎収容所では数百人の琉球人が命を落としたが、今まで調査も埋葬もされずそのままにされている。米軍は戦後、その地にキャンプ・シュワブを建設し、現在、日本政府が新基地を建設している。戦没した琉球人の遺骨の上に新基地を造っているのである。安倍首相は硫黄島においては基地の滑走路を取り除いて戦死者の遺骨を収集すると言明したが、琉球人の遺骨は調査も収集も埋葬もされず、その上に基地建設を強行している。これは琉

球人差別以外のなものでもない。2012年、米軍普天間飛行場にオスプレイを配備を決定した際、琉球は反対したが、日本政府は琉球側の反対を無視して配備を強行した。森本敏(さとし)防衛大臣は退任の記者会見で、「米軍基地の配備は軍事的に沖縄(琉球)である理由はないが、政治的理由で沖縄に配備する」という主旨の発言をした**2。

「軍事的に沖縄(琉球)である必然性はないが、政治的見地で沖縄に配備した」という主旨の発言をした。その後、オスプレイの墜落事故、米軍機の墜落事故や、基地近隣の保育園や小学校に米軍ヘリの部品および、窓枠などの落下事故が起きたが、きちんとした原因究明の調査や責任の所在の究明が行われず、現在も米軍機が飛行や、民間住宅上空で物資を吊り下げた危険な訓練が日常的に行われている。

米軍ヘリパッド建設に反対する琉球人に対して日本の警察官が「土人」「シナ人」という差別発言、ヘイトスピーチをしたが、日本政府は差別発言とは認めず、政治家が差別発言者を庇うことまでした。日本の他地域ではこのようなことは決して行われない。2012年にCIA(米中央情報局)が作成した「沖縄における基地と政治」においても、日本政府の沖縄への対応を差別と述べている。**3

このように琉球人は琉球人であるがゆえの差別を受けてきた。ユネスコは琉球を独自の言語文化を持つ集団として認めている。日本政府の言う、生物学上、社会通念上の違いはないという見解には納得できない。

また、パラ21に関して日本政府は「沖縄の住民が日本民族とは別の民族であると主張する人々がいることは承知しているが、それが沖縄の人々の多数意志を代表したものであるとは承知していない」との見解を示しているが、それは1879年の日本政府による琉球王国併合以来、日本政府によって行われてきた同化政策により琉球人としてのアイデンティティが奪われた結果である。それと同時に日本政府は琉球人社会に利益誘導による利害対立を持ち込み分断してきた。琉球人の中に琉球人としてのアイデンティティを持てない者や日本政府の政策に協力的な者が存在するのは、これまでの日本政府が行ってきた同化政策、利益誘導による協力者育成のための懐柔策、分断工作の結果である。

■勧告案

a. 琉球人を先住民族と認め、UNDRIP(先住民族の権利に関する国際連合宣言)に完全に一致するかたちで琉球人の権利を保護、尊重、促進し実現すること。

■作成者 琉球弧の先住民族会

**1 2015年3月6日閣議決定された照屋寛徳衆議院議員の質問主意書と、答弁書。

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a189097.htm

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b189097.pdf

<http://a-tabikarasu.hatenadiary.com/entry/2017/11/03/214939>

2007年衆議院議員鈴木宗男氏に対する答弁書

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b165131.htm

**2: 2012年12月25日の退任記者会見において。

<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2012/12/25.html>

<https://ryukyushimpo.jp/editorial/pretry-201059.html>

**3 (<http://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/258217>)

<http://app.okinawatimes.co.jp/documents/cia20180528.pdf>



第二の国連先住民族勧告、ユネスコの消滅危機言語指定

朝日新聞
DIGITAL

●トップ ●ニュース ●スポーツ ○エンタメ ○ライフ ○ショッピング ○Astand

社会 ビジネス 政治 国際 文化 サイエンス 社説 コラム 天気 交通 動画 マイタウン English

八丈語？ 世界2500言語、消滅危機 日本は8語対象、方言も独立言語 ユネスコ

2月20日付け夕刊1ページ | 総合印刷

【パリ=国末憲人】世界で約2500の言語が消滅の危機にさらされているとの調査結果を国連教育科学文化機関（ユネスコ、本部パリ）が19日発表した。日本では、アイヌ語が最も危険な状態にある言語と分類されたほか、八丈島や南西諸島の各方言も独立の言語と見なされ、計8言語がリストに加えられた。

調査は、全世界で6千前後あるといわれる言語を調査。538言語が最も危険な「極めて深刻」に分類され、このうち199語は話し手が10人以下だった。続いて「重大な危険」が502語、「危険」が632語、「脆弱（ぜいじやく）」が607語だった。サハラ以南のアフリカ、南米、メラネシアで目立っていた。

また、1950年以降消滅した言語が219語にのぼった。最近では08年、米アラスカ州でイヤック語が、最後の話者の死亡で途絶えた。

日本では、アイヌ語について話し手が15人とされ、「極めて深刻」と評価された。財团法人アイヌ文化振興・研究推進機構（札幌市）は「アイヌ語を日常的に使う人はほとんどない」としている。アイヌ語はロシアのサハリンや千島列島でも話されていたが、いずれもすでに消滅していた。

このほか沖縄県の八重山語、与那国語が「重大な危険」に、沖縄語、国頭（くにがみ）語、宮古語、鹿児島県・奄美諸島の奄美語、東京都・八丈島などの八丈語が「危険」と分類された。ユネスコの担当者は「これらの言語が日本で方言として扱われているのは認識しているが、国際的な基準だと独立の言語と扱うのが妥当と考えた」と話した。

ユネスコは96年と01年にも危機にさらされている言語調査を実施。今回は30人以上の言語学者を動員して全世界を包括的にカバーする例のない規模の調査となった。目的について、ユネスコは「言語は常に変化する。その変化の実態を知るため」と説明。今後継続的に調査を続けるという。

ユネスコのフランソワーズ・リビエール事務局長補は「言語消滅の原因には、次世代に伝える意思を失うという心理的要素が大きい。自信を持って少数言語を話せるよう条件づくりに努めたい」と話している。

しまくとうは連絡協議会設立趣意書

平成25年8月30日設立

しまくとうはを保存・継承するため、各団体や個人と連携した「しまくとうは連絡協議会」を設立いたします。人類にとって言語とは、意思伝達手段であり、民族にとってはアイデンティティを形成する重要な要素、かつ文化遺伝子です。しかし、琉球の歴史や文化、自然と深いつながりを持つしまくとうはば、1879年の沖縄県設置以降、同化政策によって日本語の中に押し込められ、世代間での継承が阻まれてきました。現在、母語話者は県民の50%を割りました。2008年には国連自由権規約委員会が日本政府に対し、琉球・沖縄の人たちが、民族の言語、文化について学ぶごとかができるよう十分な機会を与え、通常の教育課程の中に琉球・沖縄の文化に関する教育を導入するよう勧告しました。2009年ユネスコはしまくとうはを危機言語リストに登録、何らかの策を講しない限り消滅する恐れがあると警告しています。私たちには、しまくとうはを学び使用する権利があります。私たちが足下を見つめ直し、先祖が残してくれたしまくとうはどそれによって支えられている伝統文化・芸能に対する自信と誇りを持ち、しまくとうはを次世代へと継承していくことは、地域の人々との連帯感を強め、生きる喜びを生み出し、輝く未来を築く糧となります。しまくとうは連絡協議会は、しまくとうはに関わる個人や団体の、それぞれの活動を尊重し、島々そして地域の多様性を大切にしながら、ゆるやかな連携を構築することにより、しまくとうはの保存・継承の可能性を広げ、実現させるよう努めます。

□ 理念

しまくとうはば独立した言語です。基本的人権の一部である言語権を主張し、しまくとうはの復興を進めます。

□ 目的

1. しまくとうはの復興に努めるため、関連する団体や個人と連携し、しまくとうはの保存・継承・啓発・普及活動を行います。

2. 国連勧告や言語権の理念に基づき、学術機関や行政と連携し、しまくとうはを教育課程へ取り入れるよう国や県に要請します。

仲村覚

2019/10/19



読んでびっくり「しまくとうば教育センター」設置要請書

平成 27 年 9 月 15 日

沖縄県教育長
諸見里 明 殿

NPO 沖縄県沖縄語普及協議会
会長 宮里朝光
NPO 沖縄県うちなあぐち会
会長 桑江常光
しまくとうば連絡協議会
会長代行 桑江常光
那覇市文化協会うちなーぐち部会
会長 宮良信詳

「しまくとうば教育センター」設置について（要請）

「琉球処分」以来、およそ 135 年にわたり、沖縄県の学校教育では、琉球の言語、祖先が歩んできた歴史や文化に関する科目が導入されないまま目隠し状態が続いている。
国連の B 規約（市民的および政治的権利）人権委員会（2008 年 10 月 30 日） や**人種差別撤廃委員会（2014 年 8 月 29 日）** も、沖縄県には言語問題、人権問題、教育問題があることを問題視し、日本政府にその対応を勧告している。それにもかかわらず、当事者である肝心の沖縄県民や県関係機関が黙っていては、日本政府を動かすことはできない。

1996 年 6 月 6 日、バルセロナで「言語の権利に関する世界宣言」が採択されたが、それをしまくとうば（琉球諸語）にあてはめると、沖縄県民は（1）私的にも公的にもしまくとうばを使用する権利、（2）しまくとうばによる自己表現能力育成のための教育を受ける権利、（3）公的機関や社会的な場においてしまくとうばで応待を受ける権利、の 3 つの不可侵の個人的権利を有することになる。このような個人的権利に加えて、

うちなーぐち くんぢゃんぐち みゅーくふつ やいまむに じうなんむねい
沖縄語、国頭語、宮古語、八重山語、与那國語という固有言語を支える共同体は、

それぞれのしまくとうばが将来にわたり継承できるように必要な財源を組織化し、そのことを保障・管理する集団的権利をも有する。

以上のような国連勧告、しまくとうばに関する個人的・集団的権利に基づいて、沖縄県内に「しまくとうば教育センター」を設置し、しまくとうば教育を導入する必要性を県の内外に広く発信し、しまくとうば教育を強力に推進していくための新局面を開拓する必要があることを痛感し、ここに要請する。

「しまくとうば教育センター」設置について（要請）

「琉球処分」以来、およそ 135 年にわたり、沖縄県の学校教育では、琉球の言語、祖先が歩んできた歴史や文化に関する科目が導入されないまま目隠し状態が続いている。

国連の B 規約（市民的および政治的権利）人権委員会（2008 年 10 月 30 日）や人種差別撤廃委員会（2014 年 8 月 29 日）も、沖縄県には言語問題、人権問題、教育問題があることを問題視し、日本政府にその対応を勧告している。

それにもかかわらず、当事者である肝心の沖縄県民や県関係機関が黙っていては、日本政府を動かすことはできない。



「しまくとうば」の現状と課題について



県内各地域において受け継がれてきた「しまくとうば」は、地域の伝統行事等で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といった沖縄文化の基層であり、いわば沖縄県民のアイデンティティの拠り所でもあります。

そのため、平成18年には、議員立法により、「しまくとうば」の普及、継承を図ることを目的に、毎年9月18日を「しまくとうばの日」とする条例が制定されました。

しかし、平成21年には、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が国頭語・沖縄語・宮古語・八重山語・与那国語のそれぞれを消滅の危機に瀕する言語に指定しています。

また、平成25年に行った「しまくとうば県民意識調査」において、県民は「しまくとうば」への親しみを持っている反面、「しまくとうば」を主に使う人が、全体で10%となっており、消滅の危機の実態が数値においても証明され、更に、若年層ほど「しまくとうば」が使えない状況が顕著となっています。

今一度、県民の皆様に、「しまくとうば」に関心を持っていただき、その重要性について理解を深めていただくことにより、沖縄文化の基層である「しまくとうば」が、次世代へ継承されるような施策を展開していきます。

県内各地において受け継がれてきた「しまくとうば」は、地域の伝統行事等で使用される大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といった沖縄文化の基層であり、いわば沖縄のアイデンティティの拠り所でもあります。

しかし、平成21年には、ユネスコ（国連教育科学文化機関）により、消滅の危機に瀕する言語に指定されています。

消滅の危機に瀕する「しまくとうば」の普及、伝承を一層促進させるため、普及に取り組む関係機関や団体と連携を図りながら、普及の中核的機能をはたすために設置されたのが「しまくとうば普及センター」です。

名 称	しまくとうば普及センター
住 所	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 文化振興課内 (沖縄県文化協会)
電話番号	098-988-0411
設 立	2017年9月12日
設置形態	沖縄県からの業務委託による運営
センターラン	波照間 永吉（はてるま えいきち）
組織体制	センター長（1名）、普及コーディネーター4名、HP・データベース担当1名、経理事務担当1名
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口機能（情報提供やアドバイス） ・人材の育成及び活用 ・人材バンクの設置 ・出前講座の提供 ・普及ツールの作成 など

第171回国会（常会） 質問主意書 質問第八九号
沖縄の言語に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する
平成二十一年三月二十三日

糸 数 慶 子

参議院議長 江田 五月 殿

沖縄の言語に関する質問主意書

国連教育科学文化機関（ユネスコ、本部パリ）は本年二月十九日、世界の消滅の危機にある言語に関する調査結果を発表した。この調査結果で注目されるのは、日本では、アイヌ語を含む、八丈島や南西諸島の各方言も独立の言語とみなされ、計八言語がリストに加えられた。

この八言語のうち、アイヌ語については話し手が十五人とされ、「極めて深刻」と評価され、沖縄県の八重山語、与那国語が「重大な危険」に、沖縄語、国頭（くにがみ）語、宮古語、鹿児島県・奄美諸島の奄美語、東京都・八丈島などの八丈語が「危険」と分類された。言語は文化であるとの観点から、その保存と継承は喫緊の課題と認識している。

よって、以下質問する。

- 一 言語の定義について政府の見解を示されたい。
- 二 方言の定義について政府の見解を示されたい。
- 三 日本語の定義について政府の見解を示されたい。
- 四 質問一から三までの答弁において、日本国内に言語と称されるものはいくつ存在するのか、明らかにされたい。

五 ユネスコが独立した言語とした八言語は、言語なのか、方言なのか、政府の見解を示されたい。

六 消滅の危機にある言語をどう守り、継承していくのか、政府の見解を示されたい。

七 国会での審議では、言語の重要性を認識し、文化財に指定すべきとの意見もあるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

第171回国会（常会） 答弁書 答弁書第八九号 内閣参質一七一第八九号

平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員糸数慶子君提出沖縄の言語に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出沖縄の言語に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「言語」、「方言」及び「日本語」の用語は、様々な意味を有するものと承知しているが、例えば、人間が音声又は文字を用いて、思想、感情、意志等を伝達するためには用いる記号体系が「言語」とされ、共通語とは異なった形で地方的に用いられることが「方言」とされ、我が国において、現在、最も普通に使われている言語が「日本語」とされていると承知している。

四及び五について

一から三までについて述べたように「言語」及び「方言」の用語は、様々な意味を有するものと承知しており、お尋ねに一概にお答えすることは困難であるが、アイヌ語については、平成二十年六月六日の「「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話」において、アイヌの人々が独自の言語を有するとの認識を示しているところである。

六について

政府としては、アイヌ語については、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）に基づき、アイヌ語の指導者を育成するための講座の実施等の施策を支援しているところである。

また、方言については、国語審議会の審議経過報告「新しい時代に応じた国語施策について」（平成七年十一月）において、「方言の尊重」という観点から、児童生徒等が方言に親しむための工夫や方言に関する学術研究等の施策が講じられることが望ましいとされており、文化庁としては、「「言葉」について考える体験事業」の中で方言に親しむ機会が地域の人々に提供されるよう取り組んでいるところである。

七について

文部科学省としては、言語や方言を文化財として指定することは困難であると考えている。

仲村覚

2019/10/20



『ていんさぐぬ花』の歌詞・口語訳

沖縄県民愛唱歌(平成24年指定)
(うちなあかなさうた)

作詞・作曲者不明

	歌詞	口語訳
一	ていんさぐぬ花や 爪先に染みて 親ぬゆしごとうや 肝に染みり	ホウセンカの花は 爪先に染めて 親の教えは 心に染み渡る
二	天ぬ群り星や 読みば読まりしが 親ぬゆしごとうや 読みやならぬ	天上に群れる星は 数えれば数え切れても 親の教えは 数え切れないものだ
三	夜走らす船や 子ぬ方星目当て 我ん生ちえる親や 我んどう目当て	夜の海を往く船は 北極星を目当て（目印）にする 私を生んだ親は 私の目当て（手本）だ
四	宝玉やていん 磨かにはば錆す 朝夕肝磨ち 浮世渡ら	宝玉と言えど 磨かなければ錆びてしまう 朝夕と心を磨きながら 日々を生きて行こう
五	誠する人や 後や何時迄いん 思事ん叶てい 千代ぬ榮	正直な人は 後々のいつまでも 希望は叶えられ 末永く栄えるだろう

	歌詞	口語訳
六	なしば何事ん なゆる事やしが なさぬ故からどう ならぬ定み	何事も為せば 成るものではあるが 為さぬことは いつまでも成らないだろう
七	行ち足らん事や 一人足れ足だれ 互に補ていどう 年や寄ゆる	一人で出来ないことは 一人でやらず助け合いなさい お互いに補い合って 世の中は成り立っている
八	あていん喜ぶな 失なていん泣くな 人のよしあしや 後ど知ゆる	有っても喜ぶな 失っても嘆くな それが良いことか悪いことかは 後々にわかることだ
九	榮ていゆく中に 慎しまななゆみ ゆかるほど稻や あぶし枕い	満たされている時ほど 謙虚さを忘れてはならない 稻穂が実ると頭を垂れて あぜ道を枕にするように
十	朝夕寄せ言や 他所の上も見ちょてい 老いのい言葉の 余りと思な	老人の朝夕の言には 真摯に耳を傾けなさい 老い先短い者の与太話などと 侮るべきではない



涙そうそう
作詞:森山良子 作曲:BEGIN

古いアルバムめくり
ありがとうってつぶやいた
いつもいつも胸の中
励ましてくれる人よ
晴れ渡る日も 雨の日も 浮かぶあの笑顔
想い出遠くあせても
おもかげ探して よみがえる日は
涙(なだ)そうそう

一番星に祈る それが私のくせになり
夕暮れに見上げる空
心いっぱいあなた探す
悲しみにも 喜びにも おもうあの笑顔
あなたの場所から私が
見えたら きっといつか
会えると信じ 生きてゆく

晴れ渡る日も 雨の日も 浮かぶあの笑顔
想い出遠くあせても
さみしくて恋しくて 君への想い
涙そうそう
会いたくて 会いたくて 君への想い
涙そうそう

涙そうそう
作詞:森山良子・新城俊昭 作曲:BEGIN

懐(なち)かしアルバムみくてい
かふうしどーんでい言葉(くとうば)かき
いちんいちまでいん肝(ちむ)ぬ内
心(くくる)かきゅるあぬ人(ひとう)ゆ
晴りわたる日ん 雨(あみ)ぬ日ん 浮かぶあぬちゅらさ
懐(なち)かさや遠(とう一)く うむよーなていん
面影(うむかじ)とうみてい 影(かじ)立ちゅる日や
涙そうそう

一番星(いちばんぶし)に願(にが)ゆん
くりが我(わ)ぬ慣(なれー)なてい
ゆまんぎぬ空(すら)見上ぎてい 肝(ちむ)ふくらまち うんじゅ
とうめゆん
なちかさいん ふくらしゃていん 思(うむい)やあぬちゅらさ
うんじゅぬ場所(ばす)から我姿(わしがた)
見らりりばかなじいちか会ゆるんでい信じ 生きていんか

晴りわたる日ん 雨(あみ)ぬ日ん 浮かぶあぬちゅらさ
懐(なち)かさや遠(とう一)く うむよーなていん
さびしさぬ恋(くい)しさぬ 思(うむ)いや増(ま)させて
涙そうそう
会いぶさぬ会いぶさぬ 思(うむ)いや増(ま)させて
涙そうそう



■発音変化規則①

◎え → い ◎お → う

標準語	→ 沖縄方言
おや (親)	→ うや
よむ (読む)	→ ゆむん
よる (夜)	→ ゆる
ほし (星)	→ ふし
まこと (誠)	→ まくとう
おもい (思い)	→ うむい
さかえ (栄)	→ さかい
ことば (言葉)	→ くとうば
こと (事)	→ くとう
よろこぶ (喜ぶ)	→ ゆるくぶ

■発音変化規則②

◎き → ち ◎つ → ち
◎り → い

標準語	沖縄方言
つめさき (爪先)	→ ちみさき
うきよ (浮世)	→ うちゅ
きも (肝)	→ ちむ
いつ (何時)	→ いち
とり (鶏)	→ とうい
はり (針)	→ はーい

■動詞の語尾の規則

◎「いん」で終わる。
◎「つちゅん」で終わる
(※「く」で終わる動詞の場合)

標準語	沖縄方言
習う	→ ならいん
射る	→ いーん
触る	→ さーいん
集まる	→ あちまいん
投げる	→ なぎーん
歩く	→ あっちゅん
書く	→ かちゅん
泣く	→ なちゅん

■形容詞の語尾の規則

◎「さん」で終わる

標準語	沖縄方言
美しい	→ ちゅらさん
熱い	→ あちさん
寒い	→ ひーさん
冷たい	→ ひじゅるさん
美味しい	→ まーさん
大きい	→ まぎさん
小さい	→ ぐまさん

蜻蛉(とんぼ)

とんぼの最も古い言葉は、古事記にし
るされている阿岐豆(あきづ)。
奈良時代に、日本のことを「秋津島」
と称しており、日本の形がとんぼに
ているからだという言い伝えが日本書
紀に記されているという。



あーけーじゅー (沖縄)



琉球語は古代日本語のタイムカプセル

古事記	現代	
あきづ	標準	とんぼ
	沖縄	あーけーじゅー
ごと（如）	標準	如く
	沖縄	ぐうとう
い（汝）	標準	おまえ
	沖縄	いやー

古事記	現代	
はえ (南風)	標準	みなみかぜ
	沖縄	ふえー
こち (東風)	標準	ひがしかぜ
	沖縄	こち
かなし	標準	いとおしいしい
	沖縄	かなさん
つぶり	標準	あたま
	沖縄	ちぶる

日本書紀	現代	
くそまる	標準	排便する
	沖縄	くすまいん
しるまし (不思議な前兆)	標準	不思議だ
	沖縄	ひるましまん
いを (魚)	標準	さかな
	沖縄	いゅー
よこす (嘘を言って中傷する)	標準	嘘
	沖縄	ゆくし
すまひとり	標準	相撲をとる
	沖縄	しまとういん

考古学上は今から6400年前に種子島の西約60キロの開廷で鬼界カルデラの大噴火が起こっており、その時の火山灰で九州の縄文早期文化が壊滅している。住めなくなった土地を出た人々の一部が琉球列島へ移動していたのである。（「琉球語の謎」P241」）

本土の日本語は古代から中世にかけて激しく流動し、分裂と統一の両方を経験したが、琉球方言だけは、その分裂と統一という流動をみせていない。（「琉球語の謎」P18」）

琉球語の語彙や地名には、縄文時代から弥生時代、そして、奈良時代の数百年を彷彿させる古代日本語が眠っている。考古学で地層を一枚一枚はがしていくのと同じ手法は採れないが、いくつかの層から成る琉球語の語彙や地名には、考古学にみるような力強い証明力が残されている。それは琉球語が祖語と分岐した後も中央の言語によってかき乱されてこなかったからである。（「琉球語の謎」P49」）

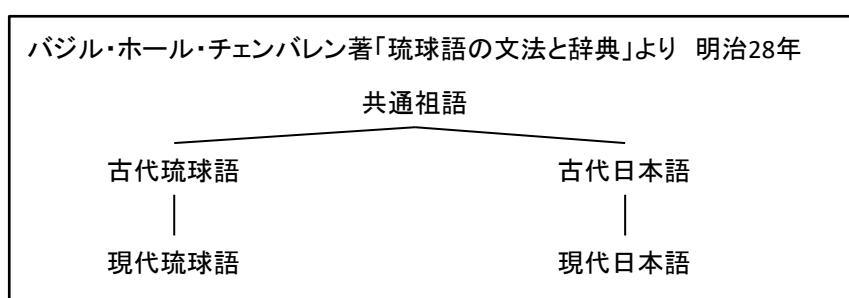
沖縄の現在の方言にも奈良時代のはるか以前の日本語の発音が残っていることが判る。これらの語には奈良・京都の日本語が発生する以前の日本語の姿を彷彿とさせる発音が保存されている。琉球語は古代日本語のタイムカプセルの働きをしている。（「琉球語の謎」P227」）



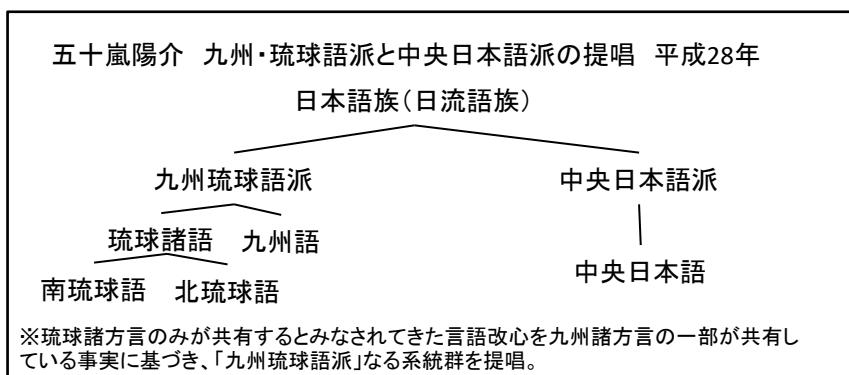
九州方言と沖縄方言の比較

標準語	九州の方言	沖縄の方言
蝶	はべろ	はべる ハーベールー
蚊	がじやぶ	がじyan
奪い合う	ばかう (福岡・長崎・鹿児島)	ばーけー
蜘蛛	こぶ (筑紫方言)	こぶ
卵焼き	こがやき (鹿児島県肝属郡)	くーがふわーふわー

バジル・ホール・チェンバレン著「琉球語の文法と辞典」より 明治28年



五十嵐陽介 九州・琉球語派と中央日本語派の提唱 平成28年



奄美と沖縄方言の比較

標準語	奄美本島	沖永良部島	沖縄本島
子供	わらぶい	わらび (わらべ=童が語源)	わらび
(自分の) 子子たち	くわー	くわー	くわー
		くわんちゃ	くわんちゃ
南風	あらべえ	へーはじ	へーはじ
東		あがり、上がり (陽が昇る、上がるが語源)	あがり
東風	まくち	あがりはじ	あがりはじ
東の家		上がりぬ やー	上がりぬ やー
西		いー (陽が沈む、入るが語源)	いー
西風		いーはじ	いーはじ
猫	まや	みゃー	まや
田んぼ	たー	たー	たー
愚か者、おばかさん	ふりむん	ふりむん (ふれもの、惚れ者が語源)	ふらー、ふりむん
こんにちは おじやまします	うがめらあ、 うがみやうら	うがみやぶら	はいさい
ごめんください			うがみんそーいん
美人	きゅらむん、 きょら(清ら)むん きゅらさぬうなぐ	ちゅらうなぐ	ちゅらかーぎー
太陽	ていだ	ていだぬ	ていだぬ
暑い	あついさり	あっつあん	あちさんやー
寒い	ひーさん、ひぐるさり	ひーさん	ひーさん
砂糖	さた	さた	さた
黒砂糖	くるざた	くるざた	くるざた
頭	ついぶる、かまち	ちぶる、かまちー	ちぶる
やさしい、心がきれい		ちむじゅら (肝=心が清らかが語源)	ちむじゅらさん
		ちむじゅらさん	



「は行」子音(P,F,h)分布

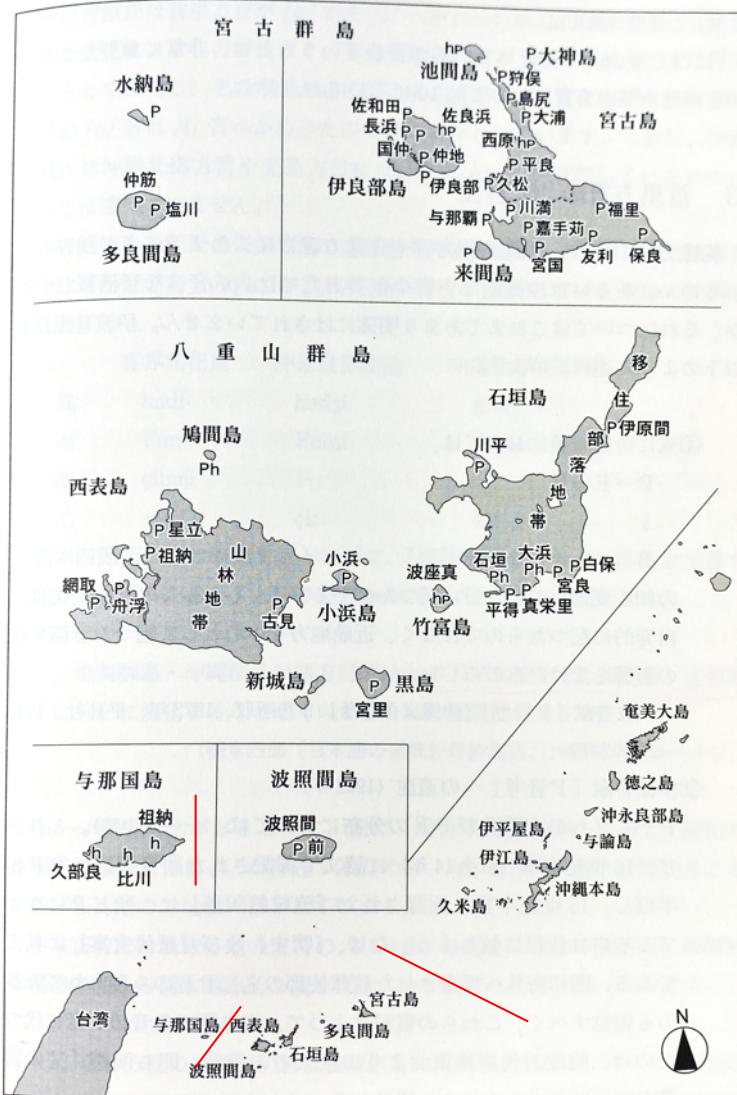


図 10-3 琉球における「は行」子音 (P, F, h) 分布 その3

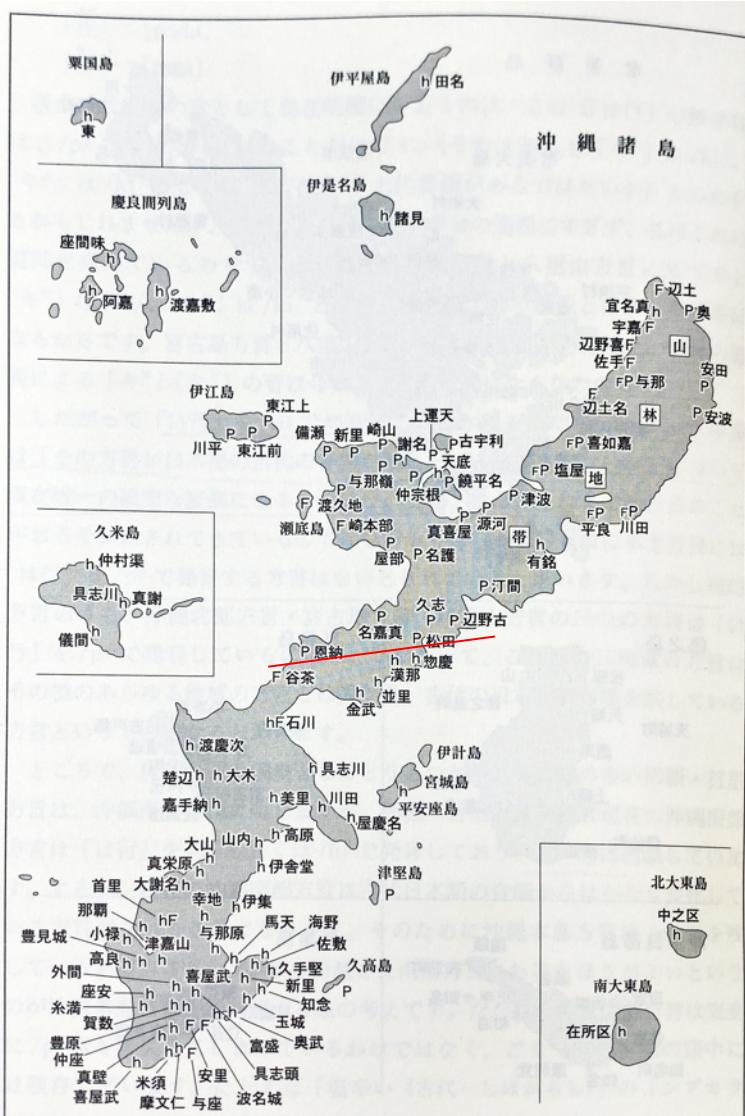


図 10-2 琉球における「は行」子音 (P, F, h) 分布 その2

日本語と宮古方言の対応関係

日本語	力	キ	ク	ケ	コ
宮古方言	/ka/	/ki/, /ci/	/fu/	/ki/	/ku/
日本語	ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
宮古方言	/ga/	/gi/	/gu/	/gi/	/gu/
日本語	サ	シ	ス	セ	ソ
宮古方言	/sa/	/si/	/si/	/si/	/su/
日本語	ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
宮古方言	/za/	/zi/	/zi/	/zi/	/zu/
日本語	タ	チ	ツ	テ	ト
宮古方言	/ta/	/ti/	/ci/	/ti/	/tu/
日本方言	ダ	ヂ	ヅ	ヂ	ド
宮古方言	/da/	/zi/	/zi/	/di/	/du/
日本語	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
宮古方言	/na/	/ni/	/nu/	/ni/	/nu/
日本語	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
宮古方言	/pa/	/pi/	/fu/	/pi/	/pu/
日本語	バ	ビ	ブ	ベ	ボ
宮古方言	/ba/	/bi/	/v/	/bi/	/bu/
日本語	マ	ミ	ム	メ	モ
宮古方言	/ma/	/mi/ /M/	/mu/	/mi/	/mu/
日本語	ヤ		ユ		ヨ
宮古方言	/ja/		/ju/		/ju/
日本語	ラ	リ	ル	レ	ロ
宮古方言	/ra/	/i/	/ru/	/ri/	/ru/
日本語	ワ	ヰ		ヱ	ヲ
宮古方言	/ba/	/bi/		/bi/	/bu/

日本語のハ・ヒ・ヘ・ホの子音は、宮古方言のほとんどの地域でpとなる。フは、宮古方言ではfuとなる。そのためクとフの区別はなくなっている。



日本語に影響を与えた、呉音から漢音へのシフト

◎呉音、漢音、唐音と3つの音の変化の顕著な例

文字	呉音	漢音	唐音
明	ミョウ	メイ	ミン
	明星、灯明	明暗、黎明	明朝体
行	ギョウ	コウ	アン
	行事、苦行	行動、勵行	行脚

◎呉音と漢音が異なる熟語

熟語	呉音	漢音
選択	せんじやく	せんたく
月光	がっこう	げっこう
日光	じっこう	にっこう
彩色	さいしき	さいしょく
色	しき	しょく
食堂	じきどう	しょくどう
縦索	けんじやく	けんさく
境内	けいだい	けいない
利益	りやく	りえき
自然	じねん	しぜん
変化	へんげ	へんか
光明	こうみょう	こうめい
明星	みょうじょう	めいせい
救世	ぐぜ	きゅうせい
礼拝	らいはい	れいはい
上品	じょうばん	じょうひん
下品	げぼん	げひん

◎呉音と漢音が異なる漢字

漢字	呉音	よみ	漢音	よみ
建	建立	こんりゅう	建築	けんちく
嚴	莊嚴	そうごん	威嚴	いげん
園	祇園	ぎおん	公園	こうえん
弟	兄弟	きょうだい	師弟	してい
体	体育	たいいく	体裁	ていさい
米	新米	しんまい	渡米	とべい
上	上陸	じょうりく	上人	しょうにん
下	下品	げぼん	下流	かりゅう
間	人間	にんげん	時間	じかん
解	解熱	げねつ	解釈	かいしゃく
外	外科	げか	外国	がいこく
内	境内	けいだい	内地	ないち
牙	象牙	ぞうげ	毒牙	どくが
金	黄金	おうごん	砂金	さきん
音	騒音	そうおん	母音	ぼいん
近	近藤	こんどう	近代	きんだい
品	九品	くほん	品位	ひんい
衣	作務衣	さむえ	着衣	ちゃくい
大	大地	だいち	大会	たいかい
土	土星	どせい	土地	とち
女	天女	てんによ	女性	じょせい
怒	忿怒	ふんぬ	激怒	げきど

<呉音>

漢音を学び持ち帰る以前にすでに日本に定着していた漢字音であり、いつから導入されたもののかは明確ではない。漢音の普及を推進する側からの蔑称であつたらしい。

<漢音>

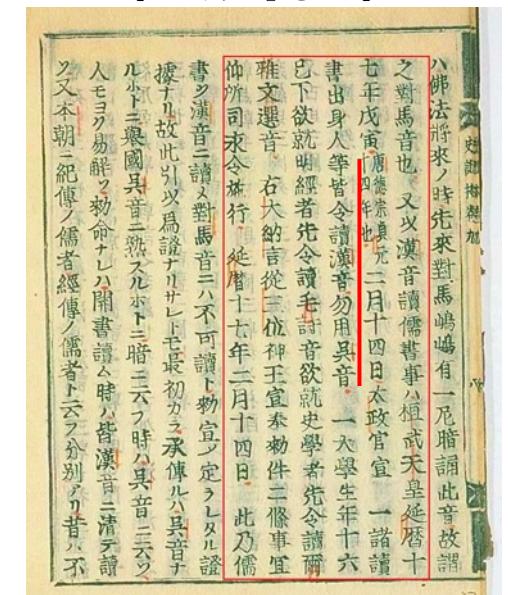
遣唐使などが当時の長安付近の発音（漢音）を学び持ち帰った。

<天武天皇の呉音から漢音へ改める勅>

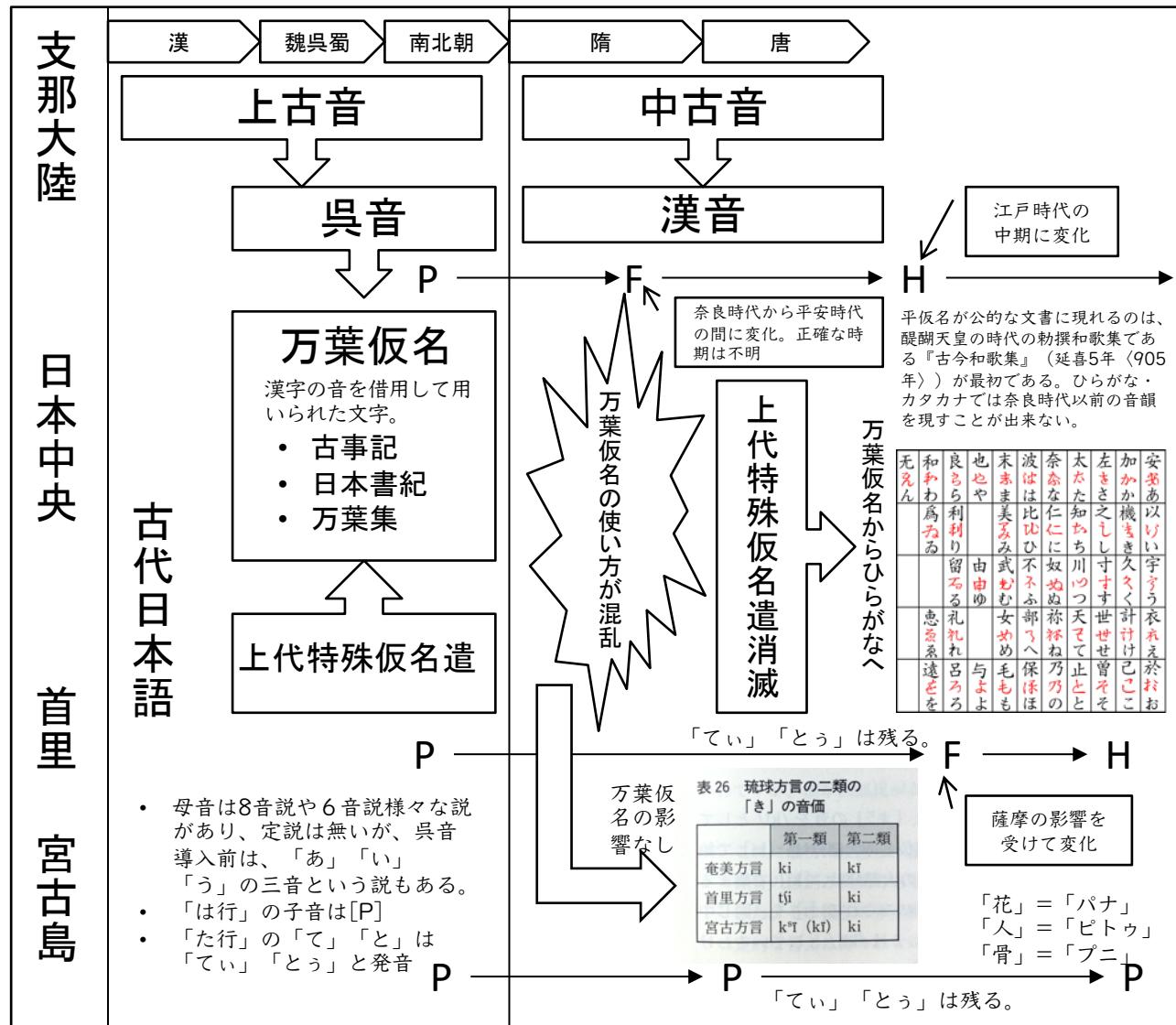
延暦11年(792)の勅(『日本紀略』卷九上) 明經の徒(『論語』『孝經』などの経書を専攻する学生)は呉音に習うべからず。発声誦読すでに化認を致す。漢音を熟習せよ。

延暦12年(793)の勅(『類聚国史』仏道部) 今より以後、年分の度者は、漢音を習うに非ざれば、得度(仏門に入ること)せしむるなかれ。

【『日本紀略』卷九上】



沖縄方言が変化したのではなく日本語が変化した



<上古音>

(じょうこおん、又は、じょうこおん)とは、周代・漢代頃の中国語および漢字音の音韻体系をいう。字音を今音(現代音)と古音(古代音)に分け、古音を上古・中古・近古の3つに分けたものの1つである。

<中古音>

(ちゅうこおん)は、中国音韻学上、南北朝時代後期から、隋・唐・五代・宋初にかけて使用された中国語の音韻体系。南北朝後期、隋から唐代初期の中古音を前期中古音、唐代中期から五代・宋にかけての中古音を後期中古音に分ける。

中古音(ちゅうこおん)は、中国音韻学上、南北朝時代後期から、隋・唐・五代・宋初にかけて使用された中国語の音韻体系。南北朝後期、隋から唐代初期の中古音を前期中古音、唐代中期から五代・宋にかけての中古音を後期中古音に分ける。

<万葉仮名>

主として上代に日本語を表記するために漢字の音を借用して用いられた文字のことである。『萬葉集』(万葉集)での表記に代表されるため、この名前がある。楷書ないし行書で表現された漢字の一字一字を、その字義にかかわらずに日本語の一音節の表記のために用いるというのが万葉仮名の最大の特徴である。

<上代特殊仮名遣>

上代の万葉仮名を用いた文献に見られる仮名の使い分けをいう。平安時代以降同音となったキヒミケヘメコソトノヨロ(古事記ではモモ)とその濁音、およびア行・ヤ行のエガ、発音の違いを反映して二類に書き分けられているもの。エガを除き、二類の書き分けを甲類・乙類と呼ぶ。



万葉仮名と上代特殊仮名遣、上代日本語

<万葉仮名で書かれた歌>

加志奈
奈流之
之可利家
余能奈
奈可波
伊牟奈
与余麻
麻須万
麻須乃等

世の中は空(むな)しきものと
か知る時しかしりけり
なる時いよよますます

大伴旅人

<万葉仮名の一例>

あ：安阿悪亞
い：以伊移意異易夷
う：宇雲有憂烏于鶴紺羽禹
え：衣依盈江得延要
お：於飫憶億隱
か：加可歌閑賀歟家嘉架佳鹿香霞訶
が：我之賀何河加蚊香可餓蛾歟迦鵝峨
き：幾起記紀支伎期喜木貴季寄宜騎奇
ぎ：藝伎岐枳支吉芸蟻凝宜木義疑紀擬
く：久具九俱供求救孔玖
ぐ：具久隅遇愚
け：計介氣氣遣遺希稀个家
げ：氣氣宜介既消削義礙
こ：己古故許子胡固
ご：吾悟吳碁悳誤籠児胡

<上代特殊仮名遣>

表1 上代音韻甲類乙類の表記に使用される全漢字（清音のみ）

甲類	乙類
き 支岐伎吉枳只企棄（弃）耆妓技洎 祁祁	帰貴紀奇关（葵）基騎幾機喜嘉綺寄 己記既規氣鬼
ひ 比昆腎卑讐避神妣必資嬪篇	非斐悲肥飛彼被妃費備
み 弥（彌）美瀧潤弭麻眉民敏	未味微尾密
け 祁家計鳩稽奚賣價啓係結兼監陥	居氣希該開既奇概慨懶凱戎階壇
へ 俾弊幣敵剣陛蔽返逼弁平反伯	閉（閉）倍陪拂背杯珮併
め 賣咩謎馬迷明面綿	米梅每迷惑妹
こ 古故姑孤祐庫高胡固顧感紺	己許巨拳虛去居忌起菖挺渠興極近乞
そ 蘇素祖宗浜巷嗽	思曾諸叔所贈僧增喰層疏則賊
と 刀斗度土壼都吐觀屠杜団徒塗	止等登騰苔台得澄牒藤郎
の 努濃怒弩農奴	乃能廻
も 毛	母
よ 用欲容庸呻	已与（與）余豫預餘嘗
ろ 路漏魯慮妻樓露六	里呂侶虛闇處理稜勤綾

括弧内は前の漢字と同字。
(大野透『万葉仮名の研究』明治書院、1962年より)

<上代日本語>

上代日本語においては万葉仮名の分析から、現代日本語でイ段の「キ・ヒ・ミ」、エ段の「ケ・ヘ・メ」、オ段の「コ・ソ・ト・ノ・モ・ヨ・ロ」にあたる各音がそれぞれ2種類に書き分けられていたことが知られている。このことから、上代日本語の母音体系にはi, e, oの各母音がそれぞれ2種類ずつあったとする、いわゆる「8母音説」(/a/ /i/ /i/ /u/ /e/ /ë/ /o/ /ö/)が広く受け入れられてきたが、近年の再構(Miyake2003[2]) (Frellesvig&Whitman2008[3])などでは否定されている。それぞれの音価についてもはっきりとは分かっていない。ハ行/p/の子音は奈良時代には[ɸ]、更に遡れば[p]であったのではないかとされる（奈良時代まで[p]、平安時代から[ɸ]とする説もある[5]）

ア/a/	イ/i/	ウ/u/	エ/e/	オ/o/			
カ/ka/	ヰ <small>甲</small> /ki/	ヰ <small>乙</small> /ki/	ク/ku/	ヰ <small>甲</small> /ke/	ヰ <small>乙</small> /kë/	コ/ko/	ヰ <small>甲</small> /kö/
ガ/ga/	ヰ <small>甲</small> /gi/	ヰ <small>乙</small> /gi/	グ/gu/	ヰ <small>甲</small> /ge/	ヰ <small>乙</small> /gë/	ゴ/go/	ヰ <small>甲</small> /gö/
サ/sa/		シ/si/	ス/su/	ヰ/se/		ソ/so/	ヰ/zö/
ザ/za/		ジ/zi/	ズ/zu/	ゼ/ze/		ゾ/zo/	ゾ/zö/
タ/ta/		ヰ/ti/	ツ/tu/	ヰ/te/		ト <small>甲</small> /to/	ト <small>乙</small> /tö/
ダ/da/		ヰ/di/	ヅ/du/	ヰ/de/		ド <small>甲</small> /do/	ド <small>乙</small> /dö/
ナ/na/		ニ/ni/	ヌ/nu/	ヰ/ne/		ノ <small>甲</small> /no/	ノ <small>乙</small> /nö/
ハ/fa/	ヰ <small>甲</small> /fi/	ヰ <small>乙</small> /fi/	フ/fu/	ヰ <small>甲</small> /fe/	ヰ <small>乙</small> /fë/	ホ/fo/	
バ/ba/	ヰ <small>甲</small> /bi/	ヰ <small>乙</small> /bi/	ブ/bu/	ヰ <small>甲</small> /be/	ヰ <small>乙</small> /bë/	ボ/bo/	
マ/ma/	ヰ <small>甲</small> /mi/	ヰ <small>乙</small> /mi/	ム/mu/	ヰ <small>甲</small> /me/	ヰ <small>乙</small> /më/	モ/mo/	モ/mö/
ヤ/ya/			ユ/yu/	ヰ行工/ye/		ヨ/yo/	ヨ/zö/
ラ/ra/		リ/ri/	ル/ru/	ヰ/re/		ロ/ro/	ロ/rö/
ワ/wa/	ヰ/wi/			ヰ/we/		ヲ/wo/	

